

介護・障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援事業費補助金にかかるQ&A（障害福祉サービス施設等関係）

No	区分	質問	回答
1	対象・要件	対象となる事業所等は。	申請時点で運営に要する経費の支払実績を有し、事業を継続中である長崎県内の以下のサービス等を提供する障害福祉サービス施設等が対象となります。 対象サービス：療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援
2	対象・要件	生活介護と就労継続支援B型を多機能型事業所として実施しているが対象か。 同一事業所で居宅介護と重度訪問介護を実施している場合は対象か。 障害者支援施設（共同生活援助事業所）で空床型短期入所を実施しているが、対象になるのか。	多機能型事業所として実施している事業所も対象になります。 いずれも対象サービスに含まれますので対象ですが、申請は主たる事業とするサービスで申請をお願いします。 空床型短期入所に限らず、併設型、単独型の短期入所事業所も対象サービスになりますが、補助金の申請は本体施設に短期入所事業所を含め本体施設として申請をお願いします。
3	対象・要件	令和4年度途中で休止・廃止した事業所は対象になるか。	申請時点で休止・廃止している事業者は対象となりません。
4	対象・要件	令和3年度に事業を休止し令和4年度に入って再開した事業所は対象になるか。	申請時点までに事業が再開され、運営に要する経費の支払実績がある場合は、対象になります。
5	対象・要件	支援スキームはどのようなものか。	支援対象施設の特性を考慮し最も支援効果が高い分野を選定して支援することとしており、入所及び通所系の施設等へは電気代、訪問及び相談系の事業所へはサービス提供のための訪問等に使用する車両の燃料代に対して補助を行うこととしております。電気代については、R3年度の電気料金の実績額に物価上昇率（18.6%）及び補助率（1/2）を乗じた額、燃料代については、車両の台数に23千円を乗じた額を補助することとしています。
6	対象・要件	電気代支援について、令和3年度の実績額は、令和3年4月から令和4年3月に使用した電気代か、それとも支払った電気代か。	令和3年度の実績額とは、令和3年4月から令和4年3月分として施設等が負担した電気代の実績額となります。
7	対象・要件	市町が別途物価高騰の支援を行う場合は、その市町の施設について県の支援は行うのか。	各市町において、今年度、原油価格・物価高騰の緊急支援のため、介護サービス事業所、介護保険施設又は障害福祉サービス施設に対し、補助金などの支援を行っている場合、若しくは、今後、支援を行う予定の場合には、必要に応じて、支援を受ける事業所に対し、県の補助金の調整を行う場合があります。

介護・障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援事業費補助金にかかるQ&A（障害福祉サービス施設等関係）

No	区分	質問	回答
8	対象・要件	どの期間の電気代、ガソリン代が補助対象となるのか。	R4年4月からR5年3月分の電気代又はサービス提供のために使用する車両の燃料代に対し、補助を行います。
9	対象・要件	公設民営の施設は対象か。	対象として差し支えありません。（公営の施設、事業所以外は対象となります。）
10	対象・要件	一部事務組合で実施している障害福祉サービスは対象となるのか。	対象外とします。（公営の施設、事業所とみなします。）
11	対象・要件	同一の事業所で介護保険と障害福祉の両方のサービス（共生型サービス）を一体的に行っている場合は、補助金はどちらのサービスでも申請できるのか。	介護保険サービス又は障害福祉サービスのうち、主となるサービスで申請してください。（重複申請はできません。）
12	対象・要件	障害福祉サービスを行っている医療機関は、医療機関支援の補助金と障害福祉サービス施設等支援の補助金と双方もらえるのか。	医療機関が障害福祉サービスを行っている場合、どちらかの補助金を選択してください。（重複申請はできません）
13	対象・要件	障害者支援施設と同施設内の事務室で居宅介護事業所を運営している。障害者支援施設の電気代と訪問のための車両の燃料代どちらも対象となると考えて良いか。	お見込のとおり、障害者支援施設の電気代と訪問のための車両の燃料代いずれも対象となります。
14	対象・要件	No.13の事例で、居宅介護事業所として使っている事務室の電気代は対象となるのか。	対象施設の特性を考慮し、訪問系事業所等は燃料代支援が効果が高い分野として燃料代を対象として選定しておりますので、事務室の電気代は対象としません。
15	対象・要件	障害福祉サービス事業所利用者の送迎用車両や施設入所者の通院等に利用する車両の燃料代は対象にならないのか。	利用者送迎用車両等の燃料代も価格高騰の影響を受けていることは承知しておりますが、通所施設や入所施設は電気代支援の方が効果が高いと判断しており、車両用燃料代は対象としておりません。
16	申請方法等	申請方法はどのようにすればよいか。	県ホームページに申請書を掲載しますので、ダウンロードしていただき、郵送で事務局（送付先はホームページ等に掲載）へお送りください。
17	申請方法等	メールやFAXでの申請は可能か。	郵送のみの対応とさせていただきます。お手数ですが、郵送で事務局へお送りください。
18	申請方法等	郵送に簡易書留などの指定はあるか。	普通郵便でも差し支えありませんが、追跡ができる簡易書留やレターパックなどで郵送いただくと、届いたことが確実に確認できます。
19	申請方法等	申請書は事務局に持参できないか。	新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送のみの取扱いとします。

介護・障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援事業費補助金にかかるQ&A（障害福祉サービス施設等関係）

No	区分	質問	回答
20	証拠書類	証拠書類はどのようなものを揃えておけばよいか。	補助金に係る証拠書類として以下の書類を事業所内に5年間保管していただく必要があります。 交付申請書写し 収入及び支出の関係を示す書類（決算書類等） 申請した自動車と所有者（使用者）との関係を示す書類（車検証、車庫証明等） 自家用車の場合、所有者（使用者）と事業所の関係を示す書類（雇入通知書、労働条件通知書、給与明細等） 常勤換算算定の基となる申請日の前月分の勤務形態一覧表（実績）
21	申請方法等	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	申請者と口座名義は一致（法人名のみ名義は可）する必要があり、これが異なる場合、支払いができません。ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。委任状は任意様式となりますが、ひな形を県のホームページに掲載します。
22	申請方法等	申請期間はいつまでか。	令和5年1月31日（火）までとなります。
23	申請方法等	申請は法人等の単位で行うのか、各事業所等で行うのか。	申請は、法人等単位で行っていただくこととなります。法人等に複数の事業所がある場合は、法人等でまとめて申請してください。
24	補助金額の算定方法等	令和4年度に新設した事業所は対象になるのか。対象になる場合、令和3年度の電気代実績がないが補助金額はどのように算定するのか。	令和4年度に新設した事業所でも申請時点で運営に要する経費の支払実績を有し、事業継続中であれば対象となります。この場合の補助金の計算方法について、電気代の場合は、令和4年度に事業所が負担した電気代をもとに算出することとなります。具体的には、次の例のように計算します。 <例> 事業開始：令和4年10月1日（令和4年度中の事業実施は6カ月間） 補助金申請日：令和5年1月10日 電気代実績額：令和4年10月～12月 合計30万円 補助金額：30万円÷3カ月×6カ月×18.6/118.6×1/2 47,000円 千円未満切り捨て

介護・障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援事業費補助金にかかるQ&A（障害福祉サービス施設等関係）

No	区分	質問	回答
25	補助金額の算定方法等	R3年度途中に新設した事業所で、電気代の実績額が12月に満たない場合、補助金額はどのように算出するのか。	令和3年度の途中から事業を開始した事業所は、運営開始の月から令和4年3月までに施設等が負担した電気代の実績額を12か月分に換算した額に物価上昇率（18.6%）及び補助率（1/2）を乗じて算出することとなります。具体的には、次のように計算します。 <例> 事業開始：令和3年10月1日 電気代実績額：令和3年10月～令和4年3月 合計60万円 補助金額：60万円÷6カ月×12カ月×18.6%×1/2 111,000円 千円未満切り捨て
26	補助金額の算定方法等	様式第1号交付申請書兼実績報告書に添付する「施設等が負担した電気代の実績の金額が確認できる書類」として何が認められるのか。	「決算書類の該当部分、帳票類、領収書、レシート等のいずれか一つ」としてはいますが、対象金額が確認できるものであれば、各事業者で費用を集計している帳簿など幅広く捉えていただいて結構です。申請者の負担軽減及び早期の交付を図る一方で、誤支給をさけるため、このような取り扱いといたします。なお、申請書様式第4号において偽り又は虚偽の内容がないことを誓約いただき、不正な手段により交付を受けたものと認められたときは、補助金を返還していただくこととなります。
27	補助金額の算定方法等	様式第2号は事業別に分けて記載するとされているが、複数の施設等の電気料金等を合算して整理している場合はどうするのか。	各事業の決算で費用計上されている考え方で振り分け、対象となる施設等ごとに実績額をご記入ください。振り分けにあたっては、事業費比率や施設規模などの合理的な基準により按分し、この場合、算出基礎や計算過程がわかる書類（任意様式）を添付してください。
28	補助金額の算定方法等	複数の事業所において同一の車を使用している場合はどうなるのか。	主たる事業所において申請してください。（重複申請はできません。）
29	補助金額の算定方法等	法人所有の車以外でも対象となるか。	訪問系の事業所において職員の自家用車により訪問介護サービス等を実施している場合は対象となります。（ただし、事業所あたりの直接処遇職員の常勤換算数（小数点切り上げ）が上限となります。）
30	補助金額の算定方法等	リース車両も対象か。	対象として差し支えありません。
31	補助金額の算定方法等	電気自動車で利用者宅を訪問している場合は対象となるか。	充電に要する経費を燃料代と捉え対象として差し支えありません。

介護・障害福祉サービス施設等原油価格・物価高騰緊急支援事業費補助金にかかるQ&A（障害福祉サービス施設等関係）

No	区分	質問	回答
32	補助金額の算定方法等	事業所が燃料代を負担する車両が対象とされているが、居宅介護等で職員の自家用車を使用する場合、職員への燃料代は従来から定額支給で、今般の高騰分は加味していない。この場合でも支援金の対象となるか。	居宅介護事業所等の従業者が、自家用車を使用して利用者の居宅へ訪問しサービスを提供する場合において、本補助金の対象となるのは、事業所が燃料代を負担する場合のみです。これは、今般の高騰分を含む負担であり、従来からの定額支給額に変更がないなど、高騰分を事業所が負担していることが説明できない場合（令和4年度内に対応予定の場合を除く。）は対象となりません。 なお、令和4年度中に事業所が負担する対応をとる場合には、燃料代の支給規程とどのように対応するかを示す書面（様式任意）を、ご提出ください。
33	補助金額の算定方法等	車両の常勤換算による台数制限の対象となる業務は何か。	申請する事業所等において勤務した直接処遇職員の業務が対象となりますので、管理業務のみの管理者等の業務は対象になりません。